

平成22年2月宮崎県定例県議会
行政改革特別委員会会議録

平成22年2月18日

場 所 第3委員会室

平成22年 2月18日（木曜日）

午後 1 時 5 分開会

会議に付した案件

○協議事項

1. 「宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例（案）」について
 2. その他
-

出席委員（12人）

委 員 長	丸 山 裕次郎
副 委 員 長	武 井 俊 輔
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	福 田 作 弥
委 員	十 屋 幸 平
委 員	河 野 安 幸
委 員	山 下 博 三
委 員	鳥 飼 謙 二
委 員	高 橋 透
委 員	河 野 哲 也
委 員	井 上 紀代子
委 員	徳 重 忠 夫

欠席委員（1人）

委 員	星 原 透
-----	-------

委員外議員（なし）

説明のため出席した者（なし）

事務局職員出席者

政策調査課主査	松 下 新 一
政策調査課副主幹	福 島 久 大

○丸山委員長 ただいまから行財政改革特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付の日程案のとおり取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのように決定いたします。

それでは、早速、協議事項（1）の「宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例（案）」についての協議に入ります。

前回の委員会では、条例の対象とする法人の範囲などについて御協議いただいたところでありますが、本日は、条例のすべての条文について御協議いただき、条例の最終案を決定したいと考えております。

それでは、お手元に配付の資料1をごらんください。前回の委員会でもお配りしておりますが、条例の条文の案、趣旨、検討事項などについて取りまとめた資料でございます。本日は、これに基づいて、条文の確認を行っていきたいと考えております。

進め方としましては、初めに、副書記から資料について説明をしていただき、その後、各委員から御意見を伺って条文を決定する形で進めたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、福島副書記、説明をお願いいたします。

○福島副書記 それでは、御説明いたします。

1条ずつ読み上げる形で御説明させていただきます。

まず題名ですけれども、「宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例」、前回までは「宮崎県」という言葉を使っていなかったんですけれども、他の議員発議の条例におきまして、「宮崎県」という名を冠しているものがご

ございますので、それに合わせる形で「宮崎県の」という言葉を加えた形にしております。

第1条、目的ですけれども、この条例は、県の出資法人等への関わり方に関する基本的な事項を定めることにより、県が出資法人等を通じて実現しようとする行政目的の確実かつ効果的な達成を図るとともに、公正で透明性の高い効率的な県行政の実現に寄与することを目的とするというふうにしております。

第2条が定義でございます。この条例において「出資法人等」とは、次の各号のいずれかに該当する法人をいう。第1号、県が資本金、基本金その他これらに準じるものの4分の1以上を出資している法人のうち県の行政運営と密接に関連を有するものとして知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）が別に定めるもの。第2号、前号に掲げるもののほか、その業務が県の事務又は事業と密接な関連を有する法人であって前号に掲げる法人に準じて取り扱う必要があるものとして知事等が別に定めるもの。具体的な対象法人につきましては、資料2をごらんいただきたいと思っております。資料2のほうにこの条例の対象法人を掲げております。26法人を掲げております。財団法人宮崎県私学振興会から、一番下から2つ目の財団法人宮崎県暴力追放センター、こちらまでが先ほどの第2条の第1号の該当法人でございます。4分の1以上を出資している法人でございます。それから、一番下の社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団、こちらが第2条第2号に該当する法人として指定しているものでございます。

資料1に戻っていただきまして、めくっていただきまして、第3条が県の責務でございます。県は、出資法人等の設立の目的を踏まえ、出資法人等との協働により、県民の福祉を向上

させるよう努めるものとする。第2項、県は、インターネットの利用その他の方法により、出資法人等に関する情報の公開を推進するよう努めるものとする。

第4条が経営評価の実施、報告等でございます。知事等は、出資法人等に対して、毎事業年度終了後に経営評価（出資法人等が自らの設立の目的を踏まえ事業が効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて自ら事業全体を分析し総合的に評価することをいう。附則第2項において同じ。）を行い、その結果を報告するよう求めるものとする。第2項、知事等は、前項の規定による報告の内容について評価を行うものとする。第3項、知事等は、第1項の規定による報告及び前項の評価の結果について、議会に報告するものとする。この第4条におきまして、法人等が経営評価を行い、それを踏まえて知事等がそれを評価して議会に報告するというふうな流れを規定してございます。

3ページ目にまいりまして、第5条が知事等への意見でございます。議会は、出資法人等の健全な運営の確保を図るために必要があると認めるときは、知事等に対し、その議決により意見を述べることができる。第2項、知事等は、前項の意見を尊重し、当該出資法人等に対し、助言、指導その他の適切な措置を講じるよう努めるものとする。

第6条が関与の見直しでございます。知事等は、出資法人等を通じて実現しようとする県の行政目的と出資法人等の自立性を考慮して必要があると認めるときは、出資の割合、財政的援助、人的援助その他出資法人等への関与を見直すよう努めるものとする。

第7条が合併等に関する助言等でございます。知事等は、出資法人等について、その目的

の達成の程度、事業の実施状況、経営状況、組織の実態等を考慮し必要があると認めるときは、当該出資法人等に対して、合併又は解散について助言又は指導を行うものとする。この合併又は解散というのは、いわゆる統廃合のことを言っておりまして、法令的には合併又は解散というふうな用語になるため、こういう言い方にしております。

4 ページ目を見ていただきまして、第8条、委任。この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事等が別に定める。

最後に、附則ですけれども、施行期日、この条例は、平成22年4月1日から施行する。第2項経過措置、第4条の規定は、この条例の施行の日以降に事業年度が終了する出資法人等の当該事業年度に係る経営評価から適用するというところで、平成22年度の事業年度から経営評価等を実施させるというふうな内容にしてございます。

説明のほうは以上でございます。

○丸山委員長 説明が終わりました。それでは、資料1の1ページから順次確認させていただきたいと思っております。随時御意見を賜りたいと思います。

まず、題名についてでありますけれども、説明がありましたとおり、「宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例」という題名でよければ、これで確認させていただこうと思いたすが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、第1条、目的についてであります。説明がありましたけれども、御意見等はござい

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 なければ、第1条はこのように決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのように決定いたします。

続きまして、第2条、定義でありますけれども、これは以前、協議させていただきまして、それを踏まえて文面化させてもらったところでありまして、御意見はございませんでしょうか。

○鳥飼委員 第5条とも関連をするんですが、「知事等」という表現ですね、2条の(1)の県が資本金、基本金その他これらに準じるものの4分の1以上を出資している法人のうち県の行政運営と密接に関連を有するものとして知事その他の執行機関が別に定めるものということで、知事とその他の執行機関を含めて「知事等」という表現になっています。第5条にも知事等への意見というのがありまして、議会は、必要があると認めるときは、知事等に対し、その議決により意見を述べることができるというふうに書いてあるんです。

そこで、質問というのは、「その他の執行機関」というのは、例えば教育委員会とか、そういうたぐいのものを指すというふうに理解するのが妥当かと思うんですけど、第5条の関係でいえば、直接に出資法人等へ意見を述べることができるということではないことだろうと思うんですが、そこを確認をしておきたい。

○丸山委員長 まず、後の分を私のほうから説明させていただきますが、知事等に助言、指導ができるという表現にしているのは、知事等から伝えていただくと。公社等に議会が直接言え

ないという形があるのと、出資法人への出資割合が100%であれば、県イコールに近いというふうに思いますが、理事長とかもすべて、知事ではない、執行部ではないということでありまして、意見を述べることができるという形にしておりますので、間接的に執行部を通じて各種法人等に伝えていただけるという表現をしておるところであります。

もう一つ、その他の執行機関の説明をお願いしたいと思います。

○福島副書記 その他の執行機関は、鳥飼委員がおっしゃるように、教育委員会、公安委員会等を指すわけですけれども、法人を所管しておりますのが、知事部局及び教育委員会、公安委員会等が所管することがありますので、知事だけが所管しているわけではないということで、「知事その他の執行機関」というふうな規定にしております。

○鳥飼委員 わかりました。

○丸山委員長 よろしいでしょうか。ほかになれば、第2条はこのような形で決定させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは続きまして、第3条、県の責務について御意見はございませんでしょうか。なければ、第3条については、このような形で決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 続きまして、第4条であります。これは前回の委員会で、法人等の評価だけでなく、知事部局の評価を加えて報告していただくというふうに決定させていただいたのを条文化させていただきますので、御確認をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○緒嶋委員 報告するというだけで、いつ

かというのは決めなくていいんですか。この前は、いろいろあって、1議会おくれるかもしれないという話もあったけど、いつまでに報告するということは必要ないのか。

○福島副書記 その件につきましては、後ほどの運用に関する協議の中で御検討いただきたいと思っております。

○緒嶋委員 条文には入れなくていいんだね。

○丸山委員長 ほかに御意見はございませんか。なければ、第4条はこのように決定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 次に第5条、第6条、第7条は、若干関係があると思っておりますので、総体的に御意見を賜りたいと思います。

○緒嶋委員 「知事等に対し、その議決により」とあるが、これは決議をしなけりゃ言えんのかという問題です。委員長報告で言うだけじゃいかん。あくまでも決議じゃないとだめということになるんですか。

○福島副書記 第5条は、主語が議会というふうになっていますので、議会から意見等を述べるということであれば、本会議で決議をしていただく必要があるということですがけれども、具体的には、昨年度の商工建設常任委員会におきまして、入札制度改革につきまして、委員会発議で決議をされて執行部のほうに申し出をされたという例があったかと思うんですけれども、それと同じような形で、常任委員会で審査していただいて、必要があれば委員会発議で決議等を行っていただくというふうなことになりますので、議会から意見を言うということであれば、議決というのが当然必要になってくるというふうなことをございます。

○緒嶋委員 決議するまでもなく、委員長報告で善処方を要請するというのであれば、それは余り効力を発しないということになるんですか。

○福島副書記 効力を発しないということではありません。実際の運用ではそういった形になるかと思えます。委員長報告で指摘をされても、執行部に対して重いものになることは間違いございません。

○丸山委員長 私のほうから補足しますが、運用に関しては、緒嶋委員が今言われましたとおり、委員長報告でいろいろ意見を述べることはできると思えます。それでも執行部に対してはかなり重い意見だと。さらに、議決となりますと、どこの公社と公社を合併しなさいとか、統廃合しなさいという意見のときには、議決権というのは非常に大きい意味があるかと思っています。第2項の「知事等は、助言、指導その他適切な措置を講じるよう努めるものとする」というのは、予算権がすべて知事等にあるものですから、議会が言ったとおりにすべてしなさいというのも言いづらいものですから、「努めるものとする」という形で書いてあるということで御理解を賜るとありがたいと思っております。

○十屋委員 今おっしゃった助言、指導を努めるものとするが、「しなければならぬ」となると、執行権を侵すということですか。

○福島副書記 執行権を侵すおそれがあるという……。

○福田委員 「その議決により」が入ると入らないのは、どういう条文の効力の違いになるのか。

○福島副書記 「議決により」をここで取ったといたしましても、条文的にはおかしくない

と思うんですけども、第5条の主語が「議会」となっておりますので、議会として意見を言うということであれば、議決という行為があって、決議なりをしていただいた上で執行部のほうに申し入れをしていただくことになろうかと思えます。この言葉がここになくてもおかしくはないんですけども、手続的には、議会として意見を言うことであれば、議決という行為が必要になろうかと思えます。

○福田委員 会派の党議でかなりこれが論議されたんですけど、この条文があることによって、毎回議決により意見を述べる手続が必要だと勘違いするんじゃないかという意見もあるわけです。この条文があることによって重みもあるだろうけど、議会の議決を経ることで重みが変わるのであれば別だけど、変わらんものであれば、あえて「議決により」は必要かなという意見もあったんです。その重要性を事務方がどう判断するか。

○福島副書記 あくまで「議会は」という主語になっておりますので、「議決により」というふうに手続的な意味も込めましてここには書いております。「その議決により」という言葉を取ったとしても、条文的にはおかしくないというふうに考えております。

○鳥飼委員 今の常任委員長報告は、Aのほうがよくという意見が出ますと、Aのほうがよくという意見があったというふうな表現になっていますね。Aのほうがよくというので全員がAのほうがよくと一致を見たような表現になっていない。その方向性だけを示しているから、その中で議決というのはちょっと無理があるのかなと。そういう意見があって、ああ、そうかというのだろうと思うんです。だから、委員長報告の表現を変えれば、言われるようなこ

とはできるのかなという感じはしますが、そこはどうですか。すっきりしたほうが、後々混乱せんようにやったほうが。

○十屋委員 昨年、商工建設で執行部側に入札制度改革の決議文を出したのは、当時、業界が厳しいと、そして倒産するところがたくさんある。今までも議会の中でいろんな意見が出たけれども、それより重みを増すと。そういう考えがあって、全会派一致して常任委員会として決議を出したんです。この文言のとおり。だから、どっちでもとれるとは思いますが、議決を出すということは、執行部側にとっては非常に重い。縛りがかかってくるというふうに理解します。総意になりますので。今、鳥飼委員が言われたように、方向性を示すのではなくて、こうなさいという方向性が出てくる。

○丸山委員長 後から協議をいただこうと思ったんですが、資料3を見ていただきたいんですが、資料3の裏ページの一番下に参考ということで、これがこうなるかどうかははっきりわかっていないんですが、前年度の委員会における指摘・要望事項をここに入れようと。これは決議じゃないと。あくまで委員長報告の骨子みたいなもので各公社等に意見を伝えていくというスタイルを残しておく。議決となりますと、委員会的一致なり、議会的一致が必要でしょうから、それを運用するときと条文化するときには若干違うのかなというような形で、「議会」という主語がついているものですから、「議決」という言葉がふさわしいのではないかということを書いております。

補足説明はありますか。

○福島副書記 委員長のおっしゃるとおりで、「議会」が主語になっておりますから、議決してというふうに書いているわけでございます。

○福田委員 この5条の2ですね、今、福島副書記が執行権の侵害ということを行ったが、各県いろんな条例を見ても、努力規定に終わっているわけですね、無視しても構わんような。

「努める」じゃなくて「講じる」というあれはできないんですか。本当に抵触するの、それは。

○福島副書記 その他の適切な措置というところで、出資割合の変更ということが想定されるんですけども、その際に、出資額を引き下げるといふこと、そのほうが多いかもしれませんが、出資額を引き上げるとか、財政支援をやれと、補助金をもっと出せというふうな予算的なことが絡むことあるかと思うんです。そういった際に、議会に言われてそのままやらないといけないということであると、執行権を侵害するおそれがあるというふうに考えております。

○福田委員 気の抜けたような規定になるわけですね。努力規定。

○福島副書記 「努めるものとする」とはなっておりますけれども、これは軽いものではございません。

○福田委員 執行権の侵害とおっしゃれば、それ以上のことは言えん。

○緒嶋委員 「その議決により」というのは、決議以外のことでは余り影響はない、決議を受けていないからというふうに執行部がとるといふかのじゃないですか。「決議その他の方法により意見を述べることができる」と変えんていいですか。決議じゃないから我々は尊重しないとされたら、委員長報告も無視されたようなことになるんじゃないか、逆に言えば。「その議決により意見を述べることができる」と。じゃ、決議以外では意見を述べることはできん

のかということ。

○丸山委員長 私のほうから改めて説明させていただきますが、先ほど説明したように、資料3の最後のほうで、指摘・要望事項は言えるという形でまとめさせていただきました。運用ではそうになって、執行部に対してかなり重みのある議会のチェック機能はあると。そういうふうに理解しているところだったんです。

○緒嶋委員 決議じゃないじゃないですかと言われた場合に、指摘・要望といえば大したことないというふうに受け取られるんじゃないか。我々としては、我々の趣旨を通すためには、「決議及びその他の方法により意見を述べることができる」ぐらい入れておいたほうがやりいんじゃないかと思うんだけど。

○福島副書記 緒嶋委員の言われるように、「その議決により」という言葉があるためにいろいろ誤解を生むということであれば、この言葉を取りまして、「知事等に対して意見を述べる」というふうなことにしてはどうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○緒嶋委員 その方がある程度……。決議にこだわると。

○福島副書記 「その議決により」という言葉を取ってしまうという形ではいかがでしょうか。

○緒嶋委員 結果としては、さっき十屋委員が言われたように、委員会で決議を出すということも一つの選択肢としては当然残るわけだから。

○丸山委員長 それでは、取りまとめさせていただきますが、「その議決により」という言葉を削除するという意見が出たわけでありましてけれども、そちらのほうがいいのか、それともこ

のままでもいいのか、どちらがよろしいでしょうか。御意見を賜りたいと思います。

〔「削除」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、削除でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 そうしましたら、削除ということで、「その議決により」という表現を削除させていただき、「知事等に対し、意見を述べる」という形に変えさせていただきます。第5条に関してはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 第6条に関して御意見はございますか。なければ、このようでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 第7条に関して御意見はありますか。なければ、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 そのようにさせていただきます。

第8条について御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 なければ、このようにさせていただきます。

附則につきまして御意見はございませんか。附則に関してもこのような形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 以上ですべての条文の確認が終わりました。

それでは、ただいま確認した条文をもって当委員会の条例案として決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、この当委員会において決定した条例案は、改めて、各会派幹事長から成ります政策条例検討会議に報告する必要があるところでありますけれども、検討会議への報告につきましては、私のほうから行いたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

○鳥飼委員 具体的に出てくるのは来年の4月以降と。2011年4月以降……。

〔「改選後だよ」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 わかりやすく言わせていただきますと、改選後の新しい議員になってから具体的に運用は始まるというふうに理解を賜ればありがたいと思います。

次に、条例案が検討会議で了承された後の流れでありますけれども、今定例会の最終日の本会議において、当条例案が議案として上程されることになろうと思っております。その際の議案の発議者についてであります。これについては、検討会議で最終的には判断されるものでありますけれども、これまでの例からいたしまして、当委員会が発議者となることが想定されております。

そこで、お諮りいたしますが、検討会議において、当委員会からの発議と判断された場合には、当委員会の発議として議案を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのように決定いたします。

以上で、条例に関するすべての協議は終わり

ました。

それではその他の確認事項がありますので、福島副書記、お願いします。

○福島副書記 今後の条例の運用に関連いたしまして、若干御協議をお願いしたいことがございます。

まず、先ほど緒嶋委員のほうからも出ましたけれども、この経営評価シートを議会に報告してもらう時期ですけれども、執行部と協議いたしました結果、9月議会には出せるんじゃないかということで、今、執行部側からは返答いただいているんですが、そういった形でよろしゅうございますでしょうか。9月議会での報告と。

○丸山委員長 決算の前ですね。

○福島副書記 ひょっとすると、決算の分科会あたりと一緒にできる可能性もあります。

2点目が、お配りしております資料3、経営評価の様式みたいなものですが、これは公社等改革指針で使っております評価シートをベースにしたものでございまして、裏面のほうに議会の意見を載せられるような欄も設けておりますけれども、おおむねこういった様式でシートが出てくるという形でよろしゅうございますでしょうか。中身的には、法人の概要から始まりまして、県関与の状況、財政、人的支援の状況、法人が行っております事業の状況、裏面にまいりまして、財務状況、公社等の自己評価、県の評価、こういったものが出てくるというイメージでよろしゅうございますでしょうか。

○丸山委員長 私のほうから補足説明させていただきますが、地方自治法に基づきまして、公社等が行った事業実績並びに当年度の予定事項等も、今、6月議会に報告していただいています。

すが、これにプラスついてくると。これまで6月にやっていた報告を、改選後は、9月にまとめていただくという形になるのではないかとこのように思っております。また、先ほど説明しましたけれども、裏ページの参考に、前年度の委員会における指摘・要望事項を入れさせていただきました。といいますのは、議会サイドでつくったものを執行部のほうにお送りして、執行部のほうから公社等に伝えていただけるというスタンスを明文化できるんじゃないかということで、こういう形にさせていただきましたけれども、御意見があれば賜りたいと思っております。

○鳥飼委員 参考のところ、「前年度の委員会における指摘・要望事項」と書いてあるんですけども、委員会というのが、何の委員会かというのが出てくるから、議会の常任委員会かなかなと思うけど、議会と入れておいたほうが。後々これを見たとき、どこの委員会かとならんかなと思うんです。

○福島副書記 そこにつきましては、「前年度の所管常任委員会」という言葉でいかがでしょうか。

○丸山委員長 「所管常任委員会」という形にさせていただきます。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福島副書記 ちょっと確認をさせていただきますけれども、今、6月議会に、2分の1出資しております法人等の報告が議会のほうに報告されておるんですけども、この条例と審査を合わせるということで、6月に今出てるものも9月のほうにあわせて報告してもらおうという形でよろしゅうございますでしょうか。23年度からになります。

○丸山委員長 今のを確認させていただきます

と、22年度は、通常どおり、6月に地方自治法にのっとってやって、23年度以降は、これは正式には議会運営委員会で決定する事項だと思っておりますが、そういうのが運用としてはいいんじゃないかということも委員長報告の中で少し触れておくべきかと思っておりますので、その辺は話をさせていただこうと思います。

その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 なければ、次の委員会は、3月15日（月曜日）午前10時からを予定しておりますが、閉会日に私が行います委員長報告の案について御協議いただく予定となっております。よろしくお願いたします。

それでは、以上で本日の委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後1時39分閉会